

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称（製品名）： ラストブリザード
 製品コード： TAC-208
 会社名： 株式会社東洋化学商会
 住所： 〒136-0071 東京都江東区亀戸9丁目37-1
 担当部門： 総務部
 担当者（作成者）： 遠藤秀己
 電話番号： 03-3685-4351
 FAX番号： 03-3637-5276
 メールアドレス： toyo-info@tksc.jp
 緊急連絡電話番号： 総務部 03-3685-4351
 奨励用途及び使用上の制限： 工業用品（防錆剤）
 整理番号： 03010813

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

・エアゾール： **区分1**

健康に対する有害性

・急性毒性（経口）： 分類できない

・急性毒性（経皮）： 分類できない

・急性毒性（吸入／ガス）： 分類対象外

・急性毒性（吸入／蒸気）： 分類できない

・急性毒性（吸入／粉じん、ミスト）： **区分4**

・皮膚腐食性及び皮膚刺激性： 分類できない

・眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性： 分類できない

・呼吸器感作性： 分類できない

・皮膚感作性： 分類できない

・生殖細胞変異原性： **区分2**

・発がん性： 分類できない

・生殖毒性： 分類できない

・生殖毒性（授乳に対する又は授乳を介した影響）： 分類できない

・特定標的臓器毒性（単回ばく露）： **区分2（心臓）**

・特定標的臓器毒性（反復ばく露）： **区分3（麻酔作用）**

・特定標的臓器毒性（反復ばく露）： **区分2（肺）**

・吸引性呼吸器有害性： 分類対象外

環境に対する有害性

・水生環境有害性（急性）： 分類できない

・水生環境有害性（慢性）： 分類できない

・オゾン層への有害性： 分類できない

※記載がないものは、「区分外」、「分類対象外」あるいは「分類できない」のいずれかである。

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語：**危険**

危険有害性情報：

- ・極めて可燃性、引火性の高いエアゾール
- ・高圧容器：熱すると破裂するおそれ

- ・吸入すると有害
- ・遺伝性疾患のおそれの疑い
- ・心臓の障害のおそれ
- ・眠気やめまいのおそれ
- ・長期にわたる、又は、反復ばく露による肺の障害のおそれ

注意書き：

〈安全対策〉

- ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
- ・裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
- ・加圧容器：使用後も含め、穴をあけたり燃やしたりしないこと。
- ・粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
- ・粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- ・取扱い後、手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

〈応急措置〉

- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断、手当を受けること。
- ・ばく露した時、又は気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。
- ・火災の場合には、消火するために、泡、散水又は噴霧水、炭酸ガスを使用すること。

〈保管〉

- ・日光から遮断し、40℃以上の温度にばく露しないこと。
- ・施錠して保管すること。
- ・換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。

〈廃棄〉

- ・内容物、容器を廃棄するときは、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託して廃棄すること。

GHS分類に該当しない他の危険有害性：

- ・可燃性ガスが入っている。
- ・引火性及び高温による内圧上昇により破裂のおそれがある。
- ・液化ガスが皮膚に触れると凍傷を生じるおそれがある。

3. 組成及び成分情報

化学物質、混合物の区別： 混合物（エアゾール製品）

化学名又は一般名		化学特性 (化学式等)	CAS 番号	濃度又は 濃度範囲 (含有率)	官報公示 整理番号 (化審法)	安衛法 表示通知 対象物質	PRTR 法
内容液	石油系炭化水素 及び添加剤	明記できない 企業秘	企業秘 企業秘	1～10% 1～5%	企業秘 企業秘	企業秘 企業秘	対象外
	プロパン	C3H8	74-98-6	1～10%	(2)-3	—	対象外
噴射剤	ノルマルブタン	C4H10	106-97-8	10～20%	(2)-4	482	対象外
	イソブタン	C4H10	75-28-5	1～10%	(2)-4	482	対象外

※石油系炭化水素及び添加剤は、水素化精製軽質留出物(石油)〈製品中1～10wt%〉+潤滑油基油(鉱油)〈製品中3wt%未満〉+灯油〈製品中3wt%未満〉+潤滑油添加剤から成り、労働安全衛生法第57条「表示及び通知対象物質」鉱油〈製品中5～10wt%未満〉+灯油〈製品中3wt%未満〉を含有している。

4. 応急措置

- ・以下のいかなる場合も、必ず医師の手当てを受けること。

吸入した場合：

- ・蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。
- ・呼吸が不規則か止まっている場合には、人工呼吸や酸素吸入を行う。
- ・呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所で安静にし、医師の手当てを受けること。

皮膚に付着した場合：

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・多量の水と石鹼（又は皮膚用の洗浄）を使用して十分に洗い落とす。
- ・溶剤、シンナーは使用しない。
- ・直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。また、溶剤が全身にかかった場合は、流水又はシャワーで十分に洗い流すこと。
- ・ガスの付着を受け、凍傷となった場合には、衣服は脱がせず、そのまま多量の水又は温水で洗い流すこと。
- ・衣服等に付着した場合は、脱いで皮膚の付着した部分を十分に洗い流す。
- ・外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、医師の手当てを受けること。

眼に入った場合：

- ・噴射したガスやミスト、泡沫等が眼に入った場合、清浄な水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・まぶた及び眼球の隅々まで洗浄すること。
- ・眼が開けられない場合は、無理に開けさせないこと。
- ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- ・できるだけ速やかに医師の手当てを受けること。

飲み込んだ場合：

- ・誤って飲み込んだ場合には、水で口の中を洗い、安静にして、直ちに医師の診断を受けること。
- ・揮発性の高い物質を含んでいるため、無理に吐かせるとかえって危険な場合（化学性肺炎を引き起こす可能性）がある。
- ・自然に嘔吐が起きた場合、気道への吸入が起きないように身体を傾斜させる。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。
- ・医師の指示による以外には、無理に吐かせないこと。

予想できる急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候及び症状：

- ・吸入すると有害
- ・眠気又はめまいのおそれ
- ・遺伝性疾患のおそれの疑い
- ・心臓の障害のおそれ
- ・長期にわたる又は反復ばく露による肺の障害のおそれ
- ・誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し吐くことがある。
- ・嘔吐中に飲み込んだ内容物が肺に吸入されると、化学性肺炎を起こし致命的となる可能性がある。

応急措置をする者の保護：

- ・換気を行う。
- ・救助者は、状況に応じて適切な保護具（有機溶剤用の防毒マスク等）を着用する。
- ・火気及び着火源に注意する。

5. 火災時の措置

消火剤： 泡、散水又は噴霧水、炭酸ガス

使ってはならない消火剤： 棒状水

火災時の措置に関する特有の危険有害性：

- ・火災の現場にエアゾール容器があると破裂する恐れがある。
- ・極めて燃えやすい、熱、火花、火炎で容易に発火する。
- ・高温の金属表面等に接触したり、漏洩した場合、発生した蒸気によって燃焼や爆発が起きる可能性がある。
- ・火災によって刺激性、毒性又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
- ・引火性の高い液体及び蒸気。

特有の消火方法：

- ・直ちに消火器等で消火する。
- ・指定の消火器を使用すること。
- ・可燃性の物を周囲から素早く取り除くこと。
- ・可能であれば、エアゾール容器を火元から遠ざける。
- ・移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。

- ・速やかに避難し、関係者以外は立ち入り禁止とする。
- ・火災の現場にエアゾール容器があると破裂する恐れがあるので、消火活動には距離を十分にとり、高温にさらされる製品容器に水等をかけて冷却する。
- ・消火活動は、十分距離をとって、風上から行う。
- ・有毒なガス（CO、NO_x、NO_x等「10. 安定性及び反応性」を参照）の吸入を避ける。
- ・消火後も大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護：

- ・消火者は必ず適切な保護具（耐熱着衣、保護眼鏡等）を着用し、空気呼吸器等を装備する。
- ・消火活動は、十分距離をとって、風上から行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：

- ・ばく露防止のため、作業の際には適切な保護具を着用する。
- ・眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
- ・密閉された場所に入るときは換気する。
- ・漏れ発生時（噴出時）には風上より処置を行うようにし、容器の露出部は上向きにし、完全にガスを噴出してから処置をする。
- ・付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除き、風下の人を避難させ、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- ・漏出物に触れたり、その中を歩いたりしないこと。
- ・引火性の高いガス。着火源を取り除くー禁煙。

環境に対する注意事項：

- ・河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意すること。
- ・排水溝、下水溝、地下室あるいは密閉場所への流入を防ぐ。
- ・必要であれば、関係省官庁等へ速やかに連絡する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材：

- ・乾燥砂等の不燃性のものに吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収し、後で処理する。（吸収したものを集める際には、清潔な帯電防止工具を用いる。）
- ・衝撃、静電気にて、火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・蒸気発生の多い場合は、噴霧注水で蒸気を抑制する。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をする。

二次災害の防止策：

- ・付近の着火源となるものは速やかに取り除くとともに消火剤を準備する。
- ・火花が発生しない工具を使用する。
- ・排水溝、下水溝、地下室あるいは密閉場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

- ・関連法規に準拠して作業すること。

取扱い

技術的対策（局所排気、全体換気等）：

- ・静電気対策のため、装置等は接地し、電機機器類は防爆型（安全増型）を使用する。
- ・静電気対策を行い、作業衣、作業靴等は通電性の物を使用する。
- ・取り扱う場所は、の近くに、洗眼や身体を洗浄できる設備を設置する。
- ・工具は火花防止型の物を使用する。
- ・換気のよい場所で取り扱う。
- ・取り扱う場所は、局所排気内、又は全体換気のある場所で取り扱うこと。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。

安全取扱い注意事項：

- ・すべての安全注意をよく読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・使用時には、使用者にかからないように風の流れを背後から受けるようにすること。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。ー禁煙。
- ・火炎に向かって噴射してはならない。
- ・温度が高くなる場所に置くと、容器が破裂するおそれがある。
- ・ミストを吸入しない。
- ・ばく露防止のため、保護具を着用して作業を行う。

- ・取り扱い後は手洗い等を十分に行い、衣服に付着した場合は着替える。
- ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の取り扱いをしてはならない。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・環境への放出を避けること。

接触回避： 混触危険物質と接触しないように注意する。「10.安定性及び反応性」を参照。

衛生対策：

- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用する時（作業中）は、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・保護具は清潔で有効なものを使用する。
- ・汚染された衣類は、完全に洗浄してから再使用する。

保管

安全な保管条件：

- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・幼児の手の届かない所に置くこと。
- ・直射日光を避け、通風の良い所に保管する。
- ・缶が錆びて内容物が漏出、又は噴出するおそれがあるため、水回り等の湿気の高い所での保管は避けること。
- ・熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。一禁煙。
- ・40℃以上になる所には置かないこと。
- ・混触危険物質と接触及び同一場所での保管を避ける。
- ・保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- ・その他、消防法、労働安全衛生法等の法令に定めることに従う。

安全な容器包装材料：

- ・高圧ガス保安法等の法令で規定されている容器を使用する。
- ・容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策：

- ・取扱い設備は防爆型を使用する。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- ・取扱い場所の近くには、洗眼及び身体洗浄のための設備、機器又は局所排気装置を使用し、高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。
- ・屋内作業の場合は、作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備とする。
- ・タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付ける。

管理濃度及び許容濃度（ばく露限界値、生物学的指標）：

成分		管理濃度 (安衛法)	許容濃度		
			日本産業衛生学会	ACGIH (TLV-TWA)	ACGIH (TLV-STEL)
内容液	鉱油ミスト	設定されていない	3mg/m ³	5mg/m ³	設定されていない
噴射剤	プロパン	設定されていない	設定されていない	設定されていない	設定されていない
	ブタン	設定されていない	500ppm, 1,200 mg/m ³	設定されていない	1,000ppm

※安全衛生情報センター記載データに基づく。

※許容濃度が設定されていないものは省略している。

保護具：

- ・必要に応じて着用する。下記保護具は推奨であり、選定には保護具メーカーや専門家等の意見を聞いて実施すること。
- ・呼吸用保護具： 有機ガス用防毒マスク、（密閉された場所では）送気マスク
- ・手の保護具： 保護手袋（不浸透性、耐薬品性）
- ・眼の保護具： 保護眼鏡（ゴーグル型、側板付等）、保護面
- ・皮膚及び身体の保護具： 保護衣（長袖、不浸透性、通電性）、通電靴、前掛け等（耐溶剤性）

9. 物理的及び化学的性質

製品として： 着火試験結果；75cm以上 / 爆発試験結果； 未実施

	内容液	噴射剤		
		プロパン	ノルマルブタン	イソブタン
外観 (物理的状态、形状、色など)	淡褐色液体	大気圧下：ガス状 / 圧力容器内：液状 / 無色透明		
臭い	わずかな臭気	無臭		
pH	データなし	該当しない		
融点・凝固点	データなし	-187.69℃	-138.3℃	-160℃
沸点、初留点と沸騰範囲	データなし	-42.0℃	-0.5℃	-12℃
引火点	80℃以上	-104℃	-60℃	引火性ガス
燃焼又は爆発範囲の上限・下限	上限 7% (推定値) 下限 1% (推定値)	上限 9.5vol% 下限 2.1vol%	上限 8.4vol% 下限 1.8vol%	上限 8.4vol% 下限 1.8vol%
蒸気圧 (内容液：20℃ / 噴射剤：40℃)	1.33Pa 以下 (0.01mmHg)	1.275MPa	0.278MPa	0.427MPa
蒸気密度 (空気=1)	データなし	1.60	2.10	2.00
比重 (相対密度) (水=1)	0.82g/cm ³ (15℃)	0.50g/cm ³	0.60g/cm ³	0.60g/cm ³
溶解性 (水に対して)	不溶	0.07g/100mL	0.006g/100mL	不溶
n-オクタノール/水分分配係数	データなし	2.36 (log Pow)	2.89 (log Pow)	2.80 (log Pow)
自然発火温度	200～410℃ (参考値)	450℃	287℃	460℃
分解温度	データなし	データなし	データなし	データなし
その他のデータ (動粘度)	3.0mm ² /s (40℃)	データなし	データなし	データなし
その他のデータ (流動点)	-30℃	データなし	データなし	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性：

- ・40℃以上になると破裂の危険がある。
- ・静電気が発生すると引火爆発する危険性がある。
- ・高温の表面、火花又は裸火により発火する。

化学的安定性： 常用温度で缶内圧は約0.46MPa。通常の取扱いにおいては安定である。

危険有害反応可能性：

- ・高圧ガスが入っている。加熱、衝撃等により破裂する危険がある。
- ・可燃性の液化ガスであり、空気と爆発性混合ガスを形成しやすい。
- ・車内で放出すると窒息性及び酸欠になることがあるので、使用後は換気を十分に行うこと。
- ・換気に際しては、周囲に着火源のないことを確認すること。
- ・酸化性物質と激しく反応する。
- ・プロパン：二酸化塩素と激しく爆発。
- ・ブタン：ニッケルカルボニル+酸素との混合ガスは爆発を起こす。
- ・石油系炭化水素及び添加剤：強酸化剤との接触を避ける。

避けるべき条件：

- ・高湿多湿な場所での保管及び火気（火炎、スパーク等着火源）の近くでの使用を避ける。
- ・衝突を避ける。
- ・直射日光を避ける。
- ・混触危険物質との接触を避ける。
- ・静電気との接触を避ける。
- ・ガスはアルコール及びエーテルに溶解し、石油類や動植物油、天然ゴムをよく溶解する。

混触危険物質： ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。

危険有害な分解生成物： 燃焼等により有害なガス（一酸化炭素、二酸化炭素、亜硝酸ガス等）を発生する。

その他の有害性情報： 蒸気及びガスは引火して爆発するおそれがある。

11. 有害性情報

- ・内容液について。人についての症例、疫学的情報を含む。

急性毒性（経口）：

・既知の成分がすべて同一の分類区分のため、区分外に該当。・毒性未知成分が90%以上なので、区分外から分類できないに変更。

急性毒性（経皮）：

- ・既知の成分がすべて同一の分類区分のため、区分外に該当。
- ・毒性未知成分が90%以上なので、区分外から分類できないに変更。

急性毒性（吸入／ガス）： GHS 定義による気体ではない。

急性毒性（吸入／蒸気）： ※ppm と mg/l で計算を行います。判定結果は ppm を採用します。

- ・ ppm での計算：データ不足のため、分類できない。
- ・ mg/l での計算：データ不足のため、分類できない。

急性毒性（吸入／粉じん、ミスト）： 既知の成分がすべて同一の分類区分のため、区分4に該当。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性：

- ・加算方式が適用できる成分からの判定：危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
- ・毒性未知成分が40%以上なので、区分外から分類できないに変更。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：

- ・加算方式が適用できる成分からの判定：危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
- ・毒性未知成分が70%以上なので、区分外から分類できないに変更。

呼吸器感作性： データ不足のため、分類できない。

皮膚感作性：

- ・危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
- ・毒性未知成分が90%以上なので、区分外から分類できないに変更。

生殖細胞変異原性（変異原性）： 該当成分が $\geq 1\%$ のため、区分2に該当。

発がん性：

- ・危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
- ・毒性未知成分が90%以上なので、区分外から分類できないに変更。

生殖毒性： データ不足のため、分類できない。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：

- ・該当成分が $\geq 10\%$ のため、区分2（心臓）に該当。
- ・該当成分が $\geq 20\%$ のため、区分3（麻酔作用）に該当。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）： 該当成分が $\geq 1\%$ のため、区分2（肺）に該当。

吸引性呼吸器有害性： GHS 定義による固体、液体ではない。

その他の有害性情報： 液化ガスが皮膚に触れると、炎症や凍傷を起こすおそれがある。

1 2. 環境影響情報

生態毒性： データなし。

残留性、分解性： データなし。

生体蓄積性： データなし。

土壤中の移動性： データなし。

水性環境有害性（急性）：

- ・方式3
- ・加算法（毒性乗率 $\times 100 \times$ 区分1）+（ $10 \times$ 区分2）+区分3が濃度限界（25%）未満のため、区分外に該当。
- ・毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。
- ・方式1=データなし。方式2=データなし。方式3=データ分類できないより分類できないに該当。

水性環境有害性（慢性）：

- ・方式3
- ・加算法（毒性乗率 $\times 100 \times$ 区分1）+（ $10 \times$ 区分2）+区分3が濃度限界（25%）未満のため、区分外に該当。
- ・毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。
- ・方式1=データなし。方式2=データなし。方式3=データ分類できないより分類できないに該当。

オゾン層への有害性：

- ・モントリオール議定書に規定されている物質を含まない。
- ・現在のところ有用な情報はないが、漏出、廃棄等の際は環境に与えるおそれがあるので注意すること。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物： 関連法規制及び地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器、包装：

- ・廃棄をする場合にはガスを完全に抜いた後に行う。
- ・中身がなくなるまで使い切った後でも破裂するおそれがあるので、そのまま火中に投げないこと。
- ・許可を受けた産業廃棄物処理業者と受託契約をして処理すること。

1 4. 輸送上の注意

<国際規制>

国連番号： UN 1950
品名（国連輸送品名）： エアゾール
国連分類： 2
陸上輸送： ADR/RID の規定に従う。
海上輸送： IMO の規定に従う。
航空輸送： ICAO/IATA の規定に従う。

<国内規制>

陸上輸送： 消防法ほか法令の輸送について定めるところに従う。
海上輸送： 船舶安全法に定めるところに従う。
航空輸送： 航空法に定めるところに従う。

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策：

- ・「7. 取扱い及び保管上の注意」の項の一般的注意に従う。
 - ・容器からの漏れがないことを確認し、運搬中荷崩れで転倒、落下による容器の損傷が起こらないように十分な手段を講じる。
- 応急措置指針番号（容器イエローカード）： 126

1 5. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）： 非該当

労働安全衛生法：

- ・第57条の2及び施行令第18条の2別表第9（名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物）： 鉱油、灯油、ブタン
- ・施行令別表第1 危険物（可燃性のガス）： プロパン、ブタン
- ・施行令別表第6の2 有機溶剤： 非該当

毒物及び劇物取締法： 非該当

高圧ガス保安法： 適用除外（液化ガス・可燃性ガス・圧縮ガス）ただし、政令告示及び高圧ガス保安一般規則規定に従う。

消防法： 危険物第4類 第3石油類

化学物質審査規制法（化審法）： 非該当

船舶安全法： 高圧ガス

航空法： 高圧ガス

海洋汚染防止法： 油分排出規制（原則禁止）

水質汚濁防止法： 油分排出規制（5mg/L 許容濃度）

下水道法： 鉱油類排出規制（5mg/L）

1 6. その他の情報

- ・本 SDS は、JIS Z 7253：2012 に準拠して作成した。また、JIS Z 7252：2014 に従って GHS 分類を実施している。

引用文献：

- ・各原料メーカーの SDS
- ・ジメチルエーテル、液化石油ガス SDS
- ・化学物質管理促進法対象物質全データ
- ・労働安全衛生法対象物質全データ
- ・毒物及び劇物取締法対象物質全データ（化学工業日報社）

記載内容の取扱い：

- ・本書の内容は、法規改正、新しい知見や情報入手、試験等により改訂されることがあります。
- ・記載内容は、現時点で入手した資料や文献等の情報に基づいて作成していますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。
- ・全ての化学製品には、未知の危険性や有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。
- ・本書には通常危険性や有害性について記載してありますが、記載内容以外の危険性や有害性が存在しないことは、保障できません。
- ・注意事項は、通常取扱いを対象としたものであり、通常以外の取扱いを対象としたものではありません。